

「2018年合格目標 LEC 山下道場 前日ヤマカケ講座『最後の最後に3点アップ』」から
第50回社労士試験【選択式】 社一般 空欄Aの出題が**的中**しました！！



LEC教材掲載内容(抜粋)

[RL18314 p. 27]

■■介護保険法■■

■法 129 条

□保険料率は、**おおむね 3 年**を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。保険料の賦課期日は、当該年度の初日とする。

本試験出題はこうでした！

第50回 社労士試験 問題
【選択式】 社会保険一般常識 【空欄A】

1 介護保険法第 129 条の規定では、市町村又は特別区が介護保険に要する費用に充てるため徴収しなければならない保険料は、第 1 号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例定めるところにより算定された保険料率により算定した額とされ、その保険料率は、おおむね を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならないとしている。

2 から 4 まで [略]

解答 → ② 3年

的中!